

自由金利型定期預金規定

1. 預金の支払時期

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に支払います。

ただし、この預金は、通帳記載または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することもできます。

2. 証券類の受入れ

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、当店で返却します。

3. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いおよび利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金することとしたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とするか、または現金で受取ることができます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における

当行所定の利率を適用します。

C. 現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には、前各号にかかわらず、次によります。

A. 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金いたします。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

C. 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

自由金利型定期預金規定

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第11条により解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または第1項③による利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息または第1項③による利息の支払日が複数あるときはその合計額）と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×60%

C. 1年以上2年未満

この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×70%

D. 2年以上3年未満

この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×80%

E. 3年以上4年未満

この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%

F. 4年以上5年未満

この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%

② 預入日の6年後、7年後、8年後、9年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 1年未満

解約日における普通預金の利率

B. 1年以上2年未満

この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×70%

C. 2年以上3年未満

この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×80%

D. 3年以上4年未満

この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%

E. 4年以上5年未満

この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%

F. 5年以上6年未満

この預金の預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90%

G. 6年以上7年未満

この預金の預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90%

H. 7年以上8年未満

この預金の預入日における「預入期間7年の店頭表示利率」×90%

I. 8年以上9年未満

この預金の預入日における「預入期間8年の店頭表示利率」×90%

J. 9年以上10年未満

この預金の預入日における「預入期間9年の店頭表示利率」×90%

(4) この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

4. 預金の解約、書替継続

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店または当行本支店に提出してください。ただし、当店以外の場合は取引内容に応じて取扱わないこともあります。なお、書替継続（減額して書替継続する場合および利息を現金により支払う場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を使用します。

(2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. 中間利息定期預金

(1) 中間利息定期預金の利息については、次のとおり取扱います。

① 自由金利型定期預金（M型）とした場合

A. 中間利息定期預金の利息は付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日として日割で計算し、満期日に支払います。

B. 中間利息定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

C. 当行がやむをえないものと認めて満期日前に中間利息定期預金を解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、中間利息定期預金とともに支払います。

a. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

自由金利型定期預金規定

b. 6か月以上1年未満

中間利息定期預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×60%

②自由金利型定期預金とした場合

中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書（別途の証書に記入した場合はその証書裏面の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

6. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上